

国民健康保険に加入している皆さんへ 保険証の有効期限は3月31日までです



福智町役場
住民課保険係
☎ 22-7761

保

保険の切り替え時期になりました。現在、加入者がお持ちの国民健康保険証(柿色)の有効期限は3月31日です。新しい保険証(桃色)は、3月末までに簡易書留にて郵送します。不在やあて先不明などで保険証がお手元に届かず、役場に保管されている場合がありますので、ご不明な場合はご連絡ください。

高齢受給者の窓口負担は1割のまま据え置き

現役並み所得者を除く70〜74歳(高齢受給者)の医療費の窓口負担は、平成20年

4月から2割負担に引き上げられることになっていましたが、今回、それがさらに延長され、平成26年3月31日まで1割負担のまま据え置かれます。新しい高齢受給者証は、保険証に同封して郵送します。

国民健康保険税を年金から天引きしています

平成20年4月から国民健康保険に加入する65〜74歳の人を対象に、国民健康保険税を年金から天引きしています。特別徴収(年金天引き)の対象者は下記の①〜③に該当する人です。

① 世帯の国民健康保険加入者全員が65〜74歳の場合(世帯主が国民健康保険に加入している人)

② すでに介護保険料が年金から天引きされている65歳以上の人(年額18万円以上の年金受給者)

③ 保険税と介護保険料の1回当たりの合算額が、年金額の2分の1を超えない人

※①〜③に該当する人が「特別徴収(年金から天引き)」の対象ですが、平成21年4月からは本人の希望で口座振替の選択が可能になりました。特別徴収と普通徴収の違いは下の表をご覧ください。

こんなときは2週間以内に届け出を。



退職などで
加入していた健康保険がなくなった場合は、加入していた健康保険の喪失日が分かる書類、印鑑、本人確認書類が必要です。

就職などで
新たに健康保険証ができた場合は、新しい健康保険証、それまで加入していた国民健康保険証、印鑑をご持参ください。



世帯の変更
転居などで国民健康保険加入の世帯が変更した場合は、国民健康保険証、印鑑をお持ちになり、届け出をお願いします。



保険証が複数必要
学生や施設入所などで保険証が複数必要なときは、届け出により別に交付されます。保険証、在学(入所)証明書、印鑑が必要。



※ 必要書類以外に、委任状などが必要になる場合もあります。ご不明な場合は役場住民課保険係までご連絡ください。

皆さんの暮らしを支える税と公共料金 期限までに忘れないようお支払いくください



軽

自動車は、その種類によって、廃車や登録、名義変更の手続きを行う機関が異なります。次の①〜④に該当する人は平成25年3月末までに下記の手続きで廃車の申請などを行ってください。4月以降に廃車した場合は平成25年度分(年間分)が課税されます。

- ① 軽自動車(軽自動車を所有していないのに納付書が届く場合(廃車の手続きが済んでいない))
- ② 譲渡した場合(名義変更申請が必要)
- ③ 盗難にあった場合(警察署の証明が必要)
- ④ 車両を解体した場合(解体業者の証明が必要)

軽自動車の種類	手続先
原動機付自転車 総排気量が50cc以下 二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下 二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下 ミニカー(50cc以下)	本庁(税務課) または各支所 ☎ 22-7762
小型特殊自動車 農耕作業用で乗用装置があるもの その他のもの(フォークリフトなど)	
軽自動車 二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下 三輪で総排気量が660cc以下 四輪乗用車 四輪貨物車	軽自動車検査協会 筑豊支所 (飯塚市仁保 23-68) ☎ 0948-82-3508
二輪の小型自動車 総排気量が250ccを超えるもの	筑豊自動車検査登録事務所 (飯塚市仁保 23-39) ☎ 050-5540-2080

【建物明け渡し請求】

町営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる督促および催告にも応じない人に対し、町営住宅明け渡し請求および滞納家賃の支払いを求めて、福岡地方裁判所に提訴しました。今後も滞納の早期解消を図るため、悪質滞納者に対して法的措置などを実施していきます。

【支払いは口座振替】

公共料金のお支払いを口座振替にしていたら、納付期限月の25日(振替日が休日の場合は翌営業日)に口座から引き落とされ便利で安心です。口座振替は本庁・支所および左記の金融機関でご利用できます。

- ① 福岡銀行の本支店
 - ② 西日本シティ銀行の本支店
 - ③ 田川農業協同組合の本支所出張所
 - ④ 田川信用金庫の本支店
 - ⑤ ゆうちょ銀行
 - ⑥ 九州労働金庫の本支店
- ※ 通帳と通帳登録印が必要

滞納すると、延滞金や督促手数料が本税とは別に加算されます。

町税は、定められた期限までに納税者が自主的に納めるものです。町では、この納税本来の姿である自主納税を推進しています。滞納すれば、延滞金や督促手数料が加算されますので、期限内に納付してください。

滞納すると高率の延滞金
期限を守って納税している人との公平性を保つため、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じて高率の延滞金が本税とは別に加算されます。

督促状が届くと手数料
納付期限の20日を過ぎても納付していない場合は、督促状が送付されます。督促状が送付されると督促手数料(100円)を徴収します。期限を守って納税しましょう。

滞納が続くと財産を差押え
期限を守って納税している人との公平性を保つため、また、町の根幹となる財源を確保するため、法律に基づき差押えを実施しています。

※ 滞納は、滞納者にとっては、延滞金や督促手数料、滞納処分といった不利益の元ですが、町にとってもその整理に多くの費用がかかります。この費用は、貴重な町税等収入で補われており、滞納者が期限を守って納税していれば、費やさなくて済むものです。納期内納付にご協力ください。